

中小企業者物価高騰対応特別支援事業（利子補給）

●対象となる融資

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに下記の融資が実行された証書貸付

制 度	実施主体
マル経融資（小規模事業者経営改善資金）	日本政策金融公庫
京都府制度融資のうち、経営支援により保証料率の引下げ（応援隊割引）適用の融資 ・一般資金 ・小規模企業おうえん資金 ・あんしん借換資金	京都府（窓口は各金融機関）

※複数の対象融資を受ける者は、当該対象融資のいずれか1つに限り対象とします。

※申込された融資を途中で変更された場合は、変更時点から交付対象外となります。

●対象となる事業者

本市で事業を行う個人事業者、法人、その他団体であって、次のすべてに該当するもの

- 1 法人、その他団体は本市に主たる事業所等を有し、個人は本市に住所を有する者
- 2 市税の滞納がないもの
- 3 利子補給金と同趣旨であると市長が認める他の利子補給措置を受けていない者

●利子補給

- ・利子補給の対象は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実行された融資の利子のうち初回から12回分。ただし交付対象となるのは、令和11年1月31日までです。
- ・支払利息の全額を上限25万円として補給金として交付します。
※延滞した期間の利息は除きます。

●申込手続き

対象融資の実行後、福知山市中小企業者物価高騰対応特別支援事業申込書に次の書類を添えて申請してください。

- ① 対象融資に係る金銭消費貸借契約証書の写し
- ② 返済予定表
- ③ その他市長が必要と認めるもの

※これ以降の手続きについては、申込書の受付後にご案内します。

※申込期限は融資実行後30日を経過する日までです。

※令和8年10月5日以前に対象となる融資を受けた者は、令和8年11月5日が申込期限となります。

※申込みは1交付対象者につき1回とします。

●お問合せ

福知山市産業部 産業課 産業振興係

TEL 0773-24-7075 FAX 0773-23-6537